

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月23日（平成30年（行個）諮問第185号及び同第186号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行個）答申第208号及び同第209号）

事件名：本人が特定日頃に特定公共職業安定所で相談した記録の不開示決定（不存在）に関する件

本人が特定日頃に行った相談に関し特定公共職業安定所から東京労働局特定課へ送付された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、それぞれ「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年5月22日付け東労発総個開第30-146号及び同第30-147号により行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（各意見書は省略した。）。

今回の各審査請求は特定公共職業安定所において、審査請求人が求職相談した（相談日は平成27年特定月日A、面会者は特定職員aと特定職員b（特定職員bはどうしても特定職員aとの面会相談に参加したいとの希望があり。））内容を、後日（平成27年特定月日B）特定公共職業安定所で特定職員aに見せていただいた内容が、審査請求人の境遇（シチュエーション）が、相談した内容と全く逆の記述をしていた為、同所の「一部の職員」のような職員による虚偽記述された文書かも知れない危惧を抱き、相談した東京労働局特定部特定課特定担当に確認をしたが、お願いした修正に関し、修正したかどうかは確認できず不明のままである。

文面の誤りの内容が人権に関わるだけに、特定公共職業安定所の「一部の職員」だろうか、その一部のグループだろうか、誰かによって組織的に隠蔽、或いは、流通している可能性があるため、別冊で添付する文書「平成30年6月7日付け意見書（八職発0607第1号）に対する反論書（東京労働局雇用保険審査官に提出の反論書の本文と意味が変わらない範囲で、誤字脱字等の誤り部分を極力修正済み）」をお読みいただき、東京労働局及び特定公共職業安定所が、文書をどう処理したのか、残存していないか、厳重な調査のうえ、存否のご確認を願います。ご確認のうえ、文書が存在すれば開示願います。

なお、東京労働局の特定部特定課特定担当、c氏（平成27年特定月日C連絡）、d氏（平成30年特定月日A相談）、e氏（平成30年特定月日Bからは詳しくお話ししています。）に、連絡・相談済みである。

さらに、平成22年特定月頃から特定労働基準監督署に頻繁にお伺いし、一連の就職難について最初の不正な雇止めについては平成22年特定月からf労働基準監督官に相談し作成した、この事案にとっては非常に重要と思われる保存文書が今は存在不明で残念だが、その後も多くの労働基準監督官にいろいろな問題点等を報告、連絡している。また、平成28年特定月日以降は特定労働基準監督署の総合相談員に頻繁に逐次報告し、審査請求人らが被害者の疑獄事件の解明を目指している。（別冊で添付する資料は省略。）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年5月2日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日A頃及び特定月日B頃、特定公共職業安定所で特定職員に相談した記録」及び「平成27年特定月日A頃及び特定月日B頃、特定公共職業安定所で特定職員に相談し、このことで特定公共職業安定所から東京労働局へ送付された文書」に係る各開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年8月20日付け（同日受付）で各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求に関し、審査請求人が開示を求めている部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

ア 本件対象保有個人情報 1

本件対象保有個人情報 1 の特定について、公共職業安定所（以下「安定所」という。）で保存されているシステム内の相談記録を求めているものと推測されるが、システム上に保存されていた相談記録については平成 30 年 3 月 12 日付東労発総個開 29-1107 号において審査請求人に対し、すでに開示済みである。本件審査請求に係る開示請求の際に、東京労働局に対し、審査請求人から「すでに開示を受けたシステムへの相談記録以外に相談時に用いられたメモ書きが存在している」と主張して開示請求を行っているため、本件対象保有個人情報 1 については「特定職員と行った際に作成されたメモ書きの相談記録」と特定した。

本件対象保有個人情報 1 は、安定所において、特定職員と行った相談の際に作成されたメモ書きの相談記録である。

イ 本件対象保有個人情報 2

本件対象保有個人情報 2 は、審査請求人が安定所において、特定職員と行った相談の記録を東京労働局へ送付した文書である。

(2) 本件対象保有個人情報の保有について

ア 本件対象保有個人情報 1

一般職業紹介取扱要領によると、求職者との相談の内容については、システムの「相談記録処理」の「コメント入力画面」への入力を徹底している。しかし、審査請求人が請求している特定日に相談を行った記録は存在していない。処分庁においては、本件審査請求に係る開示請求を受けて、特定日に請求者が相談窓口を利用したか確認を行ったが、システム内及びその他紙等への相談記録は確認されなかった。

また、審査請求人が存在したと主張しているメモ書きに関して、処分庁が特定職員へ確認をしたところ「特定日か定かでないが、相談の際にメモを用いたことはある。しかし、あくまで、当該メモは、相談の際に審査請求人と特定職員が意思疎通を図るために作成した手書きのメモであって行政文書として保存を定めたものではないため、保存していない」という回答であった。職業相談の際には、システムへの入力を徹底しているが、当該メモは特定職員の個人文書であり、すでに処分されたと解される。処分庁においては、本件審査請求に係る開示請求を受けて、該当する文書を保有していないか探索したが、確認されなかった。

イ 本件対象保有個人情報 2

処分庁においては、本件審査請求に係る開示請求を受けて、該当する文書を保有していないか探索したが、確認されなかった。

(3) 原処分 of 妥当性について

原処分における不開示決定の経緯は上記(2)のとおりであり、これについて不自然・不合理な点はなく、諮問庁としては、原処分は妥当であると判断するものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、上記第2の2(1)のとおり述べているが、そもそも対象保有個人情報 を保有しておらず、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月23日 諮問の受理(平成30年(行個)諮問第185号及び同第186号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 同年11月26日 審査請求人から意見書及び資料を收受(同上)
- ④ 平成31年1月17日 審議(同上)
- ⑤ 同年3月14日 平成30年(行個)諮問第185号及び同第186号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2である。処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

なお、審査請求人は、各審査請求書及び各意見書において、相談した年月日については、「平成27年特定月日A」及び「特定月日B」としていることから、本件各開示請求書に記載された「平成27年特定月日A頃」及び「特定月日B頃」については、「平成27年特定月日A」及び「特定月日B」であるとして、以下、検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

- (ア) 一般職業紹介取扱要領によると、安定所では、求職者との職業相談の内容については、システムの「相談記録処理」の「コメント入力画面」へ入力することとされており、これを徹底している。
- (イ) また、安定所では、職業相談以外にも、求職者から様々な相談、苦情を受けることがあるが、その内容が、職業相談等業務に関連しないと判断される場合は、当該内容をシステムに記録、保存することはない。
- (ウ) 処分庁は、審査請求人が本件各開示請求に先立ち行った別途の開示請求に対して、審査請求人に係るシステム上に保存されていた複数件の相談記録を平成30年特定月日C付特定文書番号により、開示を行っている。審査請求人は、これに平成27年特定月日A及び特定月日Bの相談記録が含まれていなかったため、本件開示請求を行ったものである。
- (エ) また、審査請求人は、本件開示請求に際し、処分庁に対し、「すでに開示を受けたシステムへの相談記録以外に相談時に用いられたメモ書きが存在している」旨を主張していたため、処分庁は、審査請求人が主張するメモ書きなど紙等への相談記録の有無について探索を行ったが、該当する文書は確認されなかった。
- (オ) 一般に、相談の際に作成されるメモとは、相談者との相談の最中に作成し、相談内容の要点等を整理し、的確な意思疎通を行うためのものであり、個人的なメモである。そのため、システムに相談記録を入力した後など、保存する必要がなくなれば、廃棄している。
- (カ) また、審査請求人が存在したと主張しているメモ書きに関して、処分庁が特定職員へ確認をしたところ「特定日か定かでないが、相談の際にメモを用いたことはある。しかし、あくまで、当該メモは、相談の際に審査請求人と意思疎通を図るために作成した手書きのメモであって行政文書として保存を定めたものではないため、保存していない」という回答であった。
- (キ) 以上のとおり、審査請求人が存在すると主張するメモは、特定職員の個人的なメモであり、既に廃棄されたと解され、本件対象保有個人情報1を保有していないとする処分庁の説明に、不自然・不合理な点はない。

イ 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

- (ア) 安定所と労働局との間の文書のやり取りについては、電子メール又は連絡便を用いて行っているが、電子メールについては保存容量の関係で当時の送受信記録は残っておらず、連絡便については送受の記録を行っていないので、はっきりとした確認はできないが、特

定職員においては、こういった文書について東京労働局に対して電子メール又は連絡便で送付した記憶はないということである。

(イ) 念のため、処分庁において、特定郵便の受信記録も確認したが、当該事案に該当すると思われるような記録は確認されなかった。

(ウ) 以上、本件対象保有個人情報2を保有していないとする処分庁の説明に、不自然・不合理な点はない。

ウ 上記ア及びイから、諮問庁としては、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であると判断するものである。

(2) 当審査会において、上記(1)ア(ウ)の処分庁が審査請求人に開示したシステム上に保存されていた複数件の相談記録の提示を受け、その相談日を確認したところ、相談日が平成27年特定月日A及び特定月日Bに該当する相談記録は認められず、審査請求人が存在すると主張する手書きのメモは既に廃棄され、特定職員が東京労働局に送付した文書は確認されず、東京労働局において本件対象保有個人情報を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、東京労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、東京労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

文書1 私が平成27年特定月日A頃及び特定月日B頃、特定公共職業安定所で、特定職員aと特定職員bに相談した記録。

文書2 私が平成27年特定月日A頃及び特定月日B頃、特定公共職業安定所で、特定職員aと特定職員bに相談し、このことで特定公共職業安定所から東京労働局特定課へ送付された文書。